

高松市立屋島西小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

令和6年度版、令和6年4月改定

いじめとは「当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。「いじめではないか」との疑いをもって、積極的にいじめを認知するよう努める。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行、「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月改定）

（「香川県いじめ防止基本方針」平成29年6月改定、「高松市いじめ防止基本方針」平成29年12月改定）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、「いじめではないか」との疑いをもって、積極的にいじめを認知するよう努め、組織的に対応を行う。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の六つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥学校いじめ防止基本方針に基づく取組について適正に学校評価し、改善を図る。

2 いじめ防止等に向けた基本的な方針

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるようにする。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや自分には関係のないような態度をとることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。

道徳や学級活動等の中で、友だちと関わることの良さや思いやりや感謝の気持ちをもって、周囲に伝えようとする心情を育てるよう、意図的・計画的に日々の教育活動の中で取り組む。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

- ・よく聴きよく考え認め合う学習の徹底
- ・ペア学年や集団登校班での異学年交流の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動の充実。

②人とのよりよい関わり方を身に付ける活動

人権月間等にソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、自分と他人では思いや考え方が違うことに気付かせ、自分の存在感を感じ、自尊感情を育み、明るい学校生活を送ることができるようにする。また、ボランティア活動などの「自分から」活動を推奨し、人のため学校や社会のために働く喜びを味わわせる。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめを認知する。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「友だちアンケート」を年3回行い(6月、9月、1月)、児童の悩みや人間関係を把握する。アンケート実施後には教育相談月間を設け、児童の個別面談(年2回)を行い、気になる児童からは詳しく聞き取りを行う。これらを通して、いじめ放置ゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であることを認識できるよう指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ 加害の児童への事後指導として、人との上手なかかわり合いの場を適切に評価することでソーシャルスキルを向上させる。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を普段以上に密にし、学校側の取り組みについて情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、関係機関のいじめ問題の相談窓口の利用を検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「学校課題プロジェクト」
必要に応じて、問題を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通行動についての話し合いを行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、必要に応じて委員会を開催する。
校内組織図は「屋島西小学校いじめ対応マニュアル(別紙)」参照。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会(※)を開催し、迅速な対応を行う。

※ 校長・教頭・生徒指導主事・PTA会長・主任児童委員・警察署員